平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２２

要　望　内　容	回　　答
◆上下水道事業の充実を ３２２　「京都市水共生プラン」に基づく全庁的な取り組みを具体化し，早期に条例化すること。	①　「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては，「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し，プランに定める５つの基本方針における具体的な取組について行動計画を策定するとともに，本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成２３年度からは，京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し，次世代を担う子供たちに，水共生学習会を開催しており，更なる啓発に努めております。 　今後とも，全庁的な取組を進めるとともに，市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の啓発・普及を図ってまいります。 ②　「京都市水共生プラン」の条例化については，雨水流出抑制対策を進めるに当たって，市民や事業者との連携の在り方等の課題があるため，慎重に検討を進めてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成１６年　３月　「京都市水共生プラン」策定 平成１７年　４月　「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行 　　８月　「京都市水共生プラン行動計画」策定（※以降毎年度策定） 　　１０月　「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行 平成２０年　３月　「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行 平成２３年度～　水共生学習会等を開催

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２３

要　望　内　容	回　　答
３２３　上下水道事業は公営を堅持し，安くて安全な水道水を供給すること。	①　「京（みやこ）の水ビジョン」の後期５箇年の実施計画である「京都市上下水道事業　中期経営プラン(２０１３－２０１７)」に基づき，これまでから地方公営企業として効率的な経営を行い，財政の健全化を進めております。今後も公営を堅持し，安全・安心で安価な水道水を安定的に供給してまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成１９年１２月　「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業　中期経営プラン （２００８－２０１２）」策定 平成２１年　３月　「京都市上下水道局　企業改革プログラム」策定 平成２５年　３月　「京都市上下水道事業　中期経営プラン （２０１３－２０１７）」策定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２４

要　望　内　容	回　　答
３２４　水道料金を値下げし，下水道使用料をさらに値下げすること。	①　現在の水道料金及び下水道使用料は，徹底した経営の効率化を行い，水道事業・公共下水道事業の累積収支の均衡を図ったうえで，老朽化した配水管更新のスピードアップなど持続可能な事業運営を確保するため，世代間の負担の公平性も踏まえ設定した適正な料金水準であることから，値下げを行う考えはありません。 **（経過・これまでの取組等）** 平成１９年１２月　「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン （２００８－２０１２）」策定 平成２１年　３月　「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定 平成２３年　９月　京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始 平成２４年１２月　同委員会から意見書の提出 平成２５年　３月　「京都市上下水道事業 中期経営プラン （２０１３－２０１７）」策定 ８月　上下水道料金改定（平成２５年１０月１日検針分から適用）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２５

要　望　内　容	回　　答
３２５　「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	①　資産維持費は，平成２５年に実施した料金改定において，財政収支の見通しを踏まえ，配水管更新のスピードアップのための財源として導入したものであり，将来世代に負担を先送りせず，持続可能な事業運営を確保するために必要と考えています。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２６

要　望　内　容	回　　答
３２６　料金滞納者について，保健福祉局との連携をさらに強めること。	①　水道料金等の滞納がある市民については，督促状を送付するだけではなく，徴収委託業者の訪問による支払い督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には，職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行い，さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて，相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めております。 ②　真に生活に困窮している市民には，福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど，それぞれの世帯の生活実態に応じた，丁寧な相談と対応を行っております。 ③　また，生活困窮者等への理解を深めるため，平成２１年度から保健福祉局の職員を講師に迎え，生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催するなど，引き続き，保健福祉局と上下水道局で情報共有を行い，連携を深めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２７

要　望　内　容	回　　答
３２７　上下水道事業の建設改良事業については，市民に情報を十分公開し，必要性と財政面から厳密に検討・見直しを行い，過大とならないようにすること。	①　水道事業及び公共下水道事業については，「京（みやこ）の水ビジョン」の後期５箇年の実施計画である「京都市上下水道事業　中期経営プラン（２０１３-２０１７）」に基づき，老朽化した管路・施設の改築更新，耐震化等を進めております。 　事業の実施に当たっては，本市の厳しい財政状況を踏まえ，プランに掲げた事業についても，毎年度の予算編成過程において，事業の必要性等を十分検証しているところです。 　また，予算編成過程や事業の内容，進捗状況等についてホームページや市民しんぶん等の広報媒体により公開するなど，市民への情報公開に努めております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２８

要　望　内　容	回　　答
３２８　鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり，限度額を引き上げること。	①　鉛製給水管の取替えについては，「京（みやこ）の水ビジョン」の後期５箇年の実施計画である「京都市上下水道事業　中期経営プラン（２０１３－２０１７）」において，平成２９年度末までに道路部分の鉛製給水管を全て解消することを目標に起債を利用し，引き続き単独取替事業による取組を推進してまいります。 ②　国に対しては，鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。 ③　鉛製給水管取替工事助成金制度については，利用の促進を図るため，「鉛製給水管ご使用のお知らせ」の発送や，市民しんぶん，ホームページへの掲載などにより周知するとともに，市民への戸別訪問による啓発を行っております。 ④　平成２９年度においても，新たに開栓された助成金制度の対象となる市民に対して，戸別訪問を実施することで，当該制度の周知徹底を行うとともに，助成金額（工事費の半額）の上限を５万円から１０万円に増額し，宅地部分の鉛製給水管を早期に解消いたします。 **（平成２９年度予算額）** ・上水道整備事業（鉛製給水管解消）　３，０９０，０００千円 ・鉛製給水管取替工事助成金制度　５，６００千円【充実】 **（経過・これまでの取組等）** 平成２１年度　起債を利用し，鉛製給水管単独取替事業を９，０００件まで拡大 平成２２年度～　鉛製給水管単独取替事業を１２，０００件に拡大 平成２４年度～　鉛製給水管単独取替事業を１２，６００件に拡大

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２９

要　望　内　容	回　　答
３２９　地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を，引き続いて国に求めること。統合にあたって，住民負担の不公平が無いようにすること。	①　地域水道事業の水道事業への統合後においても，旧簡易水道施設の整備のための財政支援が得られるよう，他都市などとも連携しながら，引き続き国に対して国庫補助制度の創設を求めてまいります。 ②　また，この統合により，地域水道事業の料金等を水道事業のものに統一し，公平性を確保してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３０

要　望　内　容	回　　答
３３０　雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。	①　雨水貯留施設設置助成金制度については，平成２７年度に制度改正を行い，助成金額の増額及び対象基数を拡大いたしました。 ②　また，雨水浸透ます設置助成金制度についても，平成２７年度に制度改正を行い，助成回数の制限を撤廃するとともに，雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額を増額いたしました。 ③　今後も，公共施設への設置や民間開発行為に対する設置指導にも努めるとともに，更なる普及のために，雨水貯留施設設置助成金については，助成対象に設置工事費用を追加し，制度の充実を図ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・雨水貯留施設設置助成金制度　　４，５００千円 ・雨水浸透ます設置助成金制度　　７，６００千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜雨水貯留施設設置助成金制度＞ 平成１７年度　国土交通省の「新世代下水道支援事業」の採択を得て，「雨水貯留施設設置助成金制度」を創設 平成２２年度　助成対象となる雨水貯留施設の容量を拡大（１００リットルから５００リットルを８０リットル以上に拡大） 平成２７年度　雨水貯留施設１基当たりの助成金額を増額（購入費用の２分の１（上限２万５千円）から４分の３（上限３万７千５百円）） 助成対象基数の拡大（１基から４基） ＜雨水浸透ます設置助成金制度＞ 平成２３年度　国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の１つとして，「雨水浸透ます設置助成金制度」を創設 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３０

要　望　内　容	回　　答
	平成２５年度　雨水浸透ます１基当たりの助成金額を増額 （１万円から２万５千円） 助成限度額を増額（３万５千円から１０万円） 平成２６年度　助成対象の拡大（開発行為により設置された雨水浸透ますを追加） 平成２７年度　１回のみであった助成回数の制限を撤廃 雨水ますを雨水浸透ますに取り替える際の助成金額の増額 （２万５千円から上限１０万円）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３１

要　望　内　容	回　　答
３３１　側溝の浚せつや整備を日常的に行い，「雨に強いまちづくり」との連携をはかり，雨水被害を防ぐこと。	①　側溝のしゅんせつや整備については，これまでから計画的に実施しております。エリアを決め，日常的に巡視・点検等を行い，土砂堆積等で流水機能に支障が出ていると判明した箇所については，緊急清掃を実施し，浸水被害の防止に努めています。 　引き続き「雨に強いまちづくり」の実現に向けて，関係部局と連携し，浸水対策を進めてまいります。 （平成２９年度予算額） ・公共下水道事業（排水路清掃）　７２，２００千円【充実】 ・公共下水道事業（排水路整備）　９３，３００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３２

要　望　内　容	回　　答
３３２　私道内下水道整備に関する規定を見直し，私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。	①　私道内に埋設されている公共下水道管については，本市が維持管理及び更新を行っています。 　一方で，私道内に埋設されている共同排水設備については，本市ではなく，居住者等において維持管理を行うことが原則であり，設備の設置に当たり助成制度を設けています。 　平成２７年度から実施している私道内共同排水設備に係る調査が，平成２８年度に完了することを踏まえ，今後の対応について引き続き検討を進めてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年度　「私道内共同排水設備調査」 平成２８年度　「私道内共同排水設備調査」

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３３

要　望　内　容	回　　答
九　市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を ◆交通体系のあり方については，公共交通を軸として，市民の足を守ること ３３３　乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行い，市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。	①　本市では，「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員をはじめとして，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員の参画による「歩くまち・京都」推進会議を設置し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しております。 ②　また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，市民をはじめ，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，施策・事業に対する合意形成を図っており，今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々の御意見を踏まえ，各区からの意見も十分に反映させながら，必要に応じて「地域公共交通会議」を設置し，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進　５，０００千円 ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化　５，５１６千円 ・「スローライフ京都」大作戦プロジェクト(モビリティ・マネジメントの推進)　１７，４６２千円 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進　２１，７２０千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）　２６，６４０千円 ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業　１０，０００千円 ・駅等のバリアフリー化の推進　２０６，９２３千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３４

要　望　内　容	回　　答
３３４　「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては，車の総量規制を軸とし，実効ある取り組みとすること。 ・自動車分担率を２０％以下に引き下げる計画を具体化すること。 ・観光地の交通対策，パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために，情報の周知徹底，駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上，公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。 ・新しい公共交通システム（ＬＲＴ）などを具体化すること。	①　本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し，平成２２年１月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき，既存公共交通の利便性向上，歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり，過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にするライフスタイルへの転換を施策の柱とし，８８の実施プロジェクトを定めて取り組んでおります。 　また，「京プラン実施計画　第２ステージ」では，平成３２年度までに，自動車分担率を２０％以下に引き下げることを目標として，具体的なプロジェクトを定めて取組を進めております。 　引き続き，こうした取組の充実を図ることにより，ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。 ②　パークアンドライドについては，平成１４年度に５箇所，約１，７００台の駐車場を確保してスタートし，毎年充実を図りながら，平成２８年１２月時点では１２２箇所，約８，３００台分の駐車場をパークアンドライド駐車場として広報し，利用促進を図っています。なお，平成２８年１１月からは，「京都都市圏パークアンドライド駐車場登録制度」を開始し，駐車場事業者からの自発的な登録申請を受け付けています。 　そのほか，嵐山地区（渡月橋周辺）と東山地区（五条坂・東福寺周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行者空間の創出のため，京都府警察等の関係機関と連携し，臨時交通規制や市営観光駐車場の自家用車駐車不可等の交通対策に取り組んでいます。 　引き続き，ホームページによる情報発信，ラジオ・横断幕等による誘導強化（観光シーズン），インセンティブの検討等を実施し，平成２９年度は自動車の流入経路等が把握できるＥＴＣ２．０データ等を活用した新たな取組を実施するなど，パークアンドライドの更なる利用促進に取り組んでまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３４

要　望　内　容	回　　答
	③　新しい交通システムの導入に当たっては，市民との合意形成のほか，技術的な課題や制度面の課題もあることから，１０年後のあるべき公共交通の姿の実現に向け取り組むべき施策の検討を行ってきた「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」で得られた知見をいかし，「歩くまち・京都」推進会議で引き続き議論を深めるとともに，それぞれの地域特性を踏まえた公共交通の実現に向けた検討を行ってまいります。 ④　また，近年，自動運転技術の発展は目覚ましく，既に機能の一部を自動化できる車が実用化されるなど，新たな交通システムの展開も見込まれます。このような技術の発展は，市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから，交通分野に限らず，福祉，環境など，様々な分野において，どのような影響・効果があり，どのような在り方が望ましいかについて，検討を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進　５，０００千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） ２６，６４０千円 ・パークアンドライド利用の促進　１０，４７０千円【充実】 ・京都未来交通イノベーション研究機構の運営　７，５００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２６年度～平成２８年度　京都のまちの活力を高める公共交通検討会議の開催

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３５

要　望　内　容	回　　答
３３５　東大路通の歩行空間整備計画については，歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。	①　安心・安全な東大路歩行空間創出事業については，平成２８年９月の「東大路通歩行空間創出推進会議」での議論を踏まえ，東大路通及びその周辺において，歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し，交通影響が少なく効果的な改善策の検討を進めるとともに，平成２８年１１月には，清水道北行バス停を東山区役所前に移設する等，改善策の一部について社会実験を実施しました。加えて，電柱等の集約やバス停の移設を実施しています。 ②　平成２９年度も引き続き，安心・安全な歩行空間の創出に向け，「東大路通歩行空間創出推進会議」等，地元住民や関係団体と情報の共有を図りながら，平成２８年度に実施した社会実験の結果等を踏まえ，歩行環境改善に向けた取組を進めるとともに，取組状況については，広く情報発信し，市民理解を得ながら進められるよう取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・安心・安全な東大路歩行空間創出事業　１４０，８６０千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１４年～　東山区の全学区から「区民，観光客が快適に利用できる東大路通の整備」の要望提出（平成２８年度まで継続して要望） 平成２１年　２月　東山区交通安全対策協議会から「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出 平成２２年　７月　地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置（平成２３年３月まで計３回開催） 平成２４年　３月　「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置 ８月　「東大路通整備構想」の策定 平成２７年１２月　「今後の取組方針※」を説明（１２月２１日まちづくり委員会）（平成２８年３月「東大路通歩行空間創出推進会議」で説明） 平成２８年　９月　第１０回「東大路通歩行空間創出推進会議」を開催 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３５

要　望　内　容	回　　答
	１１月　バス停移設等の社会実験を実施 １２月　東山区全１１学区を対象とした「意見交換会」を開催 ※今後の取組方針 ○引き続き，安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める。 ○歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し，交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する。 ○「車線数の減少を伴う道路空間の再構成（２車線化）」については，現状では実施せず，長期的に検討を行う

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３６

要　望　内　容	回　　答
３３６　京都駅八条口（南口）駅前広場の整備については，タクシー乗降場の屋根や看板，大型車用スペース，障害者用駐車場の設置，一般送迎ゾーンのあり方，自転車走行レーンやバス待ち環境等々について再度総点検し，必要な箇所は再検討すること。ショットガン方式を見直すこと。	①　京都駅八条口駅前広場の整備については，これまで，整備計画に係る二度の市民意見募集や都市計画変更に伴う説明の実施等，周辺住民や関係団体等の意見を踏まえて整備内容を固めるとともに，事業着手後も事業者や地元等の意見を踏まえて整備を進め，平成２８年１２月にグランドオープンしました。 　今回整備した施設については，引き続き，状況を注視し，適切な運用を行い，多くの方が安全で快適に利用できるように努めてまいります。 ②　平成２８年４月から実施しているタクシーのショットガン方式については，現在は，大きな混乱は生じておりません。今後も，タクシー利用者やタクシードライバーにとって更に利用しやすい施設となるよう，タクシー業界と連携してまいります。 ③　また，貸切バスについては，新たに予約制を導入するとともに，ピーク時には，バスショットガンを実施するなど，駅前広場を含む八条通全体の交通の整序化を図ってまいります。 ④　引き続き，駅前広場の各交通施設を利用する事業者等が主体的に管理運用できるように，今後も継続して，学識経験者，地元関係者，タクシー・バス事業者，京都府警察等で構成するエリアマネジメント会議等を通じて調整を行い，より利用しやすい施設になるよう改善に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都駅八条口駅前広場運営　７８，２８５千円 （経過・これまでの取組等） 平成２２年　４月　第１回市民意見募集（整備計画の考え方，イメージ） 　　７月　第２回市民意見募集（施設配置案） 平成２３年　３月　「京都駅南口駅前広場整備計画」の策定 平成２３年度　　予備設計・測量を実施　（次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３６

要　望　内　容	回　　答
	平成２４年　７月　法定説明会の開催（都市計画決定） 　　８月　公聴会の開催（都市計画決定） 平成２５年　４月　都市計画審議会で計画承認 　　５月　都市計画決定 　　７月　事業認可取得 平成２６年　６月　機械式地下駐輪場工事着手 　　１１月　駅前広場本体工事着手 平成２７年　２月　機械式地下駐輪場供用開始 平成２８年　３月　京都駅八条口プレオープン 　　１２月　京都駅八条口グランドオープン

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３７

要　望　内　容	回　　答
３３７　交通不便地域対策は，地域まかせにせず，京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。	①　高齢化が進展する中で，公共交通の果たす役割は非常に大きく，とりわけ，公共交通不便地域における市民生活の足の確保は，重要な課題です。 ②　交通手段の確保については，まちづくりや地域の活性化，福祉等の視点も踏まえ，地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり，これまでから，地域と区役所，関係行政機関，交通事業者が連携し，地域の需要や実情に合った交通手段の確保策や，地域が主体となったモビリティ・マネジメントの取組などを，地域と共に検討してまいりました。 ③　平成２９年度も引き続き，交通手段の確保策等を地域と共に検討していくとともに，北部山間地域において現在運行している公共交通を維持していくために，地域が主体となった取組を区役所と共に支援してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化　５，５１６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３８

要　望　内　容	回　　答
３３８　交通バリアフリー構想の推進にあたっては，「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに，「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。 ・ＪＲ西大路駅のバリアフリー化計画については，現駅舎を中心とした改修へ，全面的に見直すこと。 ・ＪＲ桃山駅のバリアフリー化にあたっては，住民要望の強い「既存トイレの改修」に取り組むこと。 ・要望の強い京阪鳥羽街道駅についても計画をつくること。	①　平成２３年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において重点整備地区に位置付けている１０地区（１１駅）については，地区ごとにバリアフリー化の概要を定める「バリアフリー移動等円滑化基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し，その後に地区内の道路や駅等のバリアフリー化整備を行うこととしています。 ②　平成２７年度までに１０地区中９地区の「基本構想」を策定済みであり，平成２８年度には，残る西大路地区において「基本構想」を策定する予定です。 　また，これまでに大宮駅（阪急），太秦駅，ＪＲ藤森駅（以上，ＪＲ西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化が完了しており，現在５駅（西院駅（京福），西院駅，嵐山駅，松尾大社駅，上桂駅（以上，阪急））において整備を実施しています。 ③　西大路駅のバリアフリー化については，地元住民や利用者団体の代表等が参画する「西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し，現地調査や意見交換を実施しています。 　既存駅舎のバリアフリー化については，東海道新幹線の高架の柱や基礎による構造的な制約や，朝夕の駅の混雑状況を踏まえると，工事中の利用者の安全を確保できないため，現時点での整備実現は困難であると考えております。まずは，北側駅舎を新設し，利用者の分散化を図ったうえで，その後の流動状況を踏まえ，引き続き検討してまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３８

要　望　内　容	回　　答
	④　桃山駅（ＪＲ西日本）の既存トイレの改修については，「桃山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」において，要望をいただいており，引き続き，ＪＲ西日本に対して働き掛けてまいります。 ⑤　また，国が定める駅利用者数に満たない鳥羽街道駅（京阪）のバリアフリー化についても，京阪電気鉄道，国等の関係者の動向を引き続き注視してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・駅等のバリアフリー化の推進　２０６，９２３千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１４年１０月　平成２２年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（１４地区（２５駅）の重点整備地区を選定） 平成１５年度　重点整備地区ごとに基本構想を策定（平成２０年度に完了） 平成２２年度　重点整備地区の全ての駅（２５駅）のバリアフリー化が完了 平成２４年　３月　平成３２年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（１０地区（１１駅）の重点整備地区を選定） 平成２４年度　太秦地区及び大宮地区の「基本構想」を策定 平成２５年度　ＪＲ藤森地区，深草地区及び西院地区の「基本構想」を策定 大宮駅（阪急）のバリアフリー化を完了 平成２６年度　阪急嵐山・松尾大社地区，上桂地区及び桃山地区の「基本構想」を策定 平成２７年度　太秦駅，ＪＲ藤森駅（以上，ＪＲ西日本）及び深草駅（京阪）のバリアフリー化が完了 平成２８年度　「連絡会議」の開催（平成２９年１月時点：２回開催）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３３９

要　望　内　容	回　　答
３３９　民間バス事業者に対して，バス待ち環境やバス停バリアフリー化などの支援を行うこと。	①　本市では，平成２２年１月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定し，ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を推進しております。 ②　一方で，市内周辺部の民間バス運行エリアにおける市民生活の足の確保が課題となっていることから，平成２９年度は，市内周辺部において市民生活の足の役割を担う民間バス事業者に対して，バス待ち環境の整備に係る支援を行ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・市内周辺部における生活交通の維持・確保に係る民間バス事業者への支援 ６５，０００千円【新規】

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４０

要　望　内　容	回　　答
◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を ３４０　国に対して，市民の足を守るため次の点を求めること。 ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し，公共交通を守る法改正を行うこと。 ・公営バス事業にたいする国の補助制度を，他都市とも連携して確立すること。	①　規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は，市域のバス輸送の８６パーセントを担っており，市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら，京都市民の足を守ってまいります。 ②　バス事業に対する国庫補助制度の要望については，これまでから，あらゆる機会を捉えて要望しており，今後も引き続き，補助制度の確立に向け，他都市等とも連携を図り，国に働き掛けてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４１

要　望　内　容	回　　答
３４１　住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し，市民の利便を図ること。	①　お客様からの市バス運行への御要望については，これまでから，区長懇談会等における地域の皆様からの御要望や，電話・メール等により，交通局に直接いただく「お客様の声」など，様々な媒体を通して随時御意見を伺っており，その一つ一つに耳を傾け検討を行い，でき得るものは可能な限り，各取組に反映させてまいりました。 ②　こうした中，平成２９年３月実施の新ダイヤにおいては，南区総合庁舎や京都駅へのアクセス向上を図るため，１６号系統の運行経路を河原町八条経由とするとともに，左京区総合庁舎前を運行する４号系統及び６５号系統について，運行時刻を調整し，より御利用いただきやすいダイヤといたします。 ③　また，市バスの路線・ダイヤの編成に当たっては，これまでから，御利用状況やまちの変化に対応した見直しを行っており，一部の路線においては，地域の皆様が主体となり，自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促す「モビリティ・マネジメント」の取組により，バスの利用者数が増え，増便やバス待ち環境向上など利便性向上に結び付いた事例もございます。 ④　今後とも，地域の皆様が主体となって実施する「モビリティ・マネジメント」に本市も協働して取り組み，市バスをより多くの方に御利用いただくことによって，更なる路線・ダイヤの拡充を目指してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４２

要　望　内　容	回　　答
３４２　初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。１日乗車券，昼間割引券を全区域で使用できるようにすること。	①　市バス・地下鉄の運賃値下げについては，これによる減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に大きな影響を与えることから困難です。 ②　市バスの均一運賃区間の拡大については，より分かりやすい料金体系となり，同区間を対象とした一日乗車券や昼間割引回数券の利用範囲が広がるなど，お客様の利便性向上に大きく寄与するものと認識しておりますが，周辺地域と市内中心部を結ぶ路線において競合する民営バス事業者の経営に与える影響が大きいこと，また，均一運賃区間外のみを利用するお客様にとっては値上げとなる場合があるなど，課題も有するところです。 　こうした中，京都バス株式会社の御理解をいただき，均一運賃区間を平成２６年３月に嵯峨・嵐山地域へ，平成２８年３月に岩倉・修学院地域へ拡大し，さらに，平成２９年３月から上賀茂・西賀茂地域へも拡大することとしたところです。 　引き続き，その他の均一運賃区間外の地域においても，粘り強く民営バス事業者の御理解を求めてまいります。 ③　なお，一日乗車券及び昼間割引回数券を均一運賃区間外で使用可能とすることについては，均一運賃区間の拡大と同様に，市バスと路線が競合する民営バス事業者の経営に与える影響が大きいことから，その実施は困難です。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４３

要　望　内　容	回　　答
３４３　バス運転手の「若年嘱託制度」は３年間も身分の不安定さを続け，同一労働同一賃金に反するものであることから，制度を廃止して正職員とすること。	①　若年嘱託制度については，優秀な職員を確保・育成し，運転技術やお客様接遇の向上を図るため，平成１２年の採用から導入したものであり，採用後，３年の嘱託期間内に，密度の高い研修と営業所での実地指導を通じて職員を育成するとともに，厳格な基準を設け，１年ごとに嘱託期間を更新しております。 ②　その結果，丁寧な接遇に対するお客様からのお褒めの言葉が増え，事故件数も減少するなど，市バス事業にとって大きな成果を挙げております。 ③　また，若年嘱託職員と正規職員は同一の給与体系であり，給与面での格差はありません。 ④　市バスの安全運行やお客様サービスの向上，ひいては近年のお客様の増加に大きく寄与しているこの制度を，今後も堅持してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４４

要　望　内　容	回　　答
３４４　「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても，交通局として責任を果たすこと。さらに，安全対策についても直営と同じ対応をすること。	①　管理の受委託については，路線，運賃，ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ，市バスの運行を民間バス事業者に委託することで，事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための有効な手段と判断しております。 ②　委託先の労働条件については，各社の責任の下，労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。 ③　また，委託先における事故防止については，毎月開催している「全市バス安全運行推進会議」等において，交通局の毎月の重点目標や年間の事故防止目標を委託先と共有することなどにより，同じ目標に向かって取組を進めております。 **（平成２９年度予算額）** ・管理の受委託　委託料　５，５５４，６９６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４５

要　望　内　容	回　　答
３４５　公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し，走行環境を改善すること。	①　市バスの走行環境の改善については，運転士からの情報を基にした現地踏査や，ドライブレコーダー映像の確認により，違法駐停車が多い路線等の状況を把握したうえで，その都度，交通規制を管轄する警察署に取締・指導を要望しているところです。 　今後も，取締の強化を要望するとともに，京都府警察と協調してバス専用レーンの徹底に向けた啓発を行い，市バスの走行環境改善に努めてまいります。 （平成２９年度予算額） ・専用レーン啓発　　１，５６７千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４６

要　望　内　容	回　　答
３４６　生活支援路線への補助制度を回復すること。一般会計からの補助金を確保すること。	①　市バス事業では，平成２６年度決算において，累積欠損金及び累積資金不足を解消し，一般会計からの任意補助金である生活支援路線補助金に頼らない自立した経営を実現しました。 　生活支援路線補助金を返上した後においても，市民生活に不可欠な市バス全路線についてはしっかりと維持してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４７

要　望　内　容	回　　答
３４７　バス待ち環境の改善を計画的に進めること。上屋については独自に設置していくこと。	①　本市では，これまでから，バス停への上屋やベンチの増設，新たな発想による「バスの駅」の設置や，インターネットを活用することにより低廉化が実現したバス接近表示器の大幅増設など，様々な取組を積極的に進めてまいりました。特に，上屋については，広告料収入を原資とした民間事業者による整備を推進するとともに，平成２８年度には，広告付き上屋の整備が難しいバス停において，交通局による整備を開始したところです。 　平成２９年度は，引き続き，民間活力も導入しつつ，上屋の整備やソーラー式バス停照明を設置するとともに，バス接近表示器の更なる増設に向けた調査検討を実施するなど，更なるバス待ち環境の向上に向けて，計画的に取り組んでまいります。 （平成２９年度予算額） ・バス接近表示器の更なる増設に向けた調査検討　３，０００千円【新規】 ・バス停上屋整備　８８，０３０千円【充実】 ・ソーラー式バス停照明設置　１１，０４８千円【充実】 ・バス接近表示器設置　１５，３９０千円 ・バス停ベンチ　２，６００千円 ・「バスの駅」設置　１２，８００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４８

要　望　内　容	回　　答
３４８　バスとバス，バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし，利便性の向上を図ること。回送バスを減らすこと。	①　現在，トラフィカ京カード等の御利用により，市バスと市バスの乗継では９０円，市バスと地下鉄の乗継では６０円の乗継割引を行っております。平成２９年４月からは，新たに，全国１０種類のＩＣカードでも同様の乗継割引を実施するとともに，対象とする交通機関に京都バスを加え，更なる乗継利便性の向上とＩＣカードの利用促進を図ってまいります。 　乗継を無料とした場合，その減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に与える影響が大きいことから，実施は困難です。 ②　回送運行は，市バス営業所から離れたバス停を出発地点とする系統のバス運行に必要不可欠なものですが，運行回数については最小限となるよう尽力しております。 　こうした中，平成２９年３月実施の新ダイヤにおいて，回送運行の一部を営業化することにより，早朝及び夜間時間帯における運行の充実を図ることとしました。 　引き続き，可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営，営業化などについて研究を重ねてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３４９

要　望　内　容	回　　答
３４９　すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。ホームのベンチを増やすこと。	①　本市では，積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに，民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」，道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により，民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。 ②　これらの取組等により，ほぼ全ての地下鉄駅周辺に，一定数の駐輪場を確保できております。今後は，各地域の放置自転車の状況，駐輪需要を踏まえ，必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。 ③　地下鉄駅のホーム階におけるベンチの増設については，混雑時において，お客様がスムーズに通行できるようにする必要があり，かつ，緊急時において，避難経路として必要な通路幅を確保しなければならず，安全面の観点から困難と考えております。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度　３２，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２１年度　　京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 平成２２年度　　御池通まちかど駐輪場の整備 平成２３年度　　二条駅まちかど駐輪場の整備 平成２４年度　　烏丸今出川路上駐輪場の整備 平成２６年度　　京都駅八条口自転車駐車場の整備 平成２７年度　　京都駅八条口まちかど駐輪場のリニューアルオープン 　　市役所前広場自転車駐車場の整備 ＜京都市民間自転車等駐車場整備助成金実績（平成２１年度～２８年度）＞ ７６件　自転車　３，７０７台分，バイク１，４４０台分　※１１月末時点

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５０

要　望　内　容	回　　答
３５０　点字ブロックの敷設や歩道の整備など，全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。	①　点字ブロックについては，視覚に障害のある方に安心してバスに御乗車いただくために，これまでから多くのバス停留所に敷設してまいりました。今後も，停留所施設を改良する際には，道路管理者の協力を得ながら，「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき，点字ブロックの敷設をはじめ，停留所のバリアフリー化の推進に鋭意取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５１

要　望　内　容	回　　答
３５１　整備部門の民間委託を撤回し，技術継承を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。	①　市バス・地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，今後も必要な体制を確保してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５２

要　望　内　容	回　　答
３５２　住民や自治団体の行う自主的なバス運行について，歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図ること。	①　地域住民が主体となったバス運行については，既に北区雲ケ畑地域をはじめ，左京区久多地域や右京区水尾地域等で実施されており，本市予算による運行補助や国からの運行補助を受けるための支援を行っております。 ②　自主的なバス運行に関しては，運行することだけではなく，持続可能な運行が必要であることから，主体的に地域に即した運行の在り方を検討している地域においては，区役所と歩くまち京都推進室が連携して，持続的な運行維持方策を地域住民や交通事業者と共に検討し，可能な限りの支援を行っております。 ③　また，市バスについては，これまでから，沿線開発の進展に合わせた増便や，地域住民によるバスの利用促進の取組と一体となった運行の充実など，都市の活力を支え，地域のまちづくりに資するよう，路線・ダイヤを拡充してまいりました。 　引き続き，地域における利用促進の取組にも注視しながら，市民生活を支え，京都のまちの元気を支える「地域の足」としての役割をしっかりと果たしてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化　５，５１６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５３

要　望　内　容	回　　答
十　生活道路優先の道路環境整備を ３５３　鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第３工区）の道路整備計画は，撤回すること。	①　鴨川東岸線は，鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び，市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっています。 　出町柳～塩小路通間については整備が完了し，塩小路通以南の事業区間のうち，第１工区は完了しているものの，施工中の第２工区と計画中の第３工区が未整備であるため，市内幹線道路の南北軸の強化や京都高速道路（阪神高速８号京都線）へのアクセスの向上等，道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっています。 ②　そのため，第２工区については，平成２１年１０月から橋りょう下部工工事及び九条跨線橋耐震補強工事を実施し，平成２６年度に完了しています。また，平成２７年度からは，橋りょう上部工工事に着手しており，現在，九条跨線橋南側２径間について工事が完成しております。引き続き，橋りょう上部工工事等を進めるとともに，依然として国の補助金の内示が厳しい状況ではありますが，今後の事業が着実に進捗できるよう，国補助金の確保に努めてまいります。 ③　また，第３工区については，平成２９年度も引き続き，事業化に向けた調査を行ってまいります。 （平成２９年度予算額） ・鴨川東岸線（第２工区）　５４１，３００千円 ・鴨川東岸線（第３工区）　１６，０００千円 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５３

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 第１工区　平成５年度～平成２１年度　整備完了 第２工区　平成　９年度　事業着手 平成２３年度　橋りょう下部工工事完成 平成２６年度　九条跨線橋耐震工事完了 平成２７年度　橋りょう上部工工事着手 平成２８年度　橋りょう上部工施工 第３工区　平成２８年度　予備設計

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５４

要　望　内　容	回　　答
３５４　国道９号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については，国に見直しを求めること。	①　国道９号の西京区千代原口地区及び右京区葛野地区において，国土交通省が京都西立体交差事業を実施しています。 　右京区の葛野地区については，千代原口地区や京都第二外環状道路の完成による交通状況の変動を注視していくと聞いております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年２月２３日　千代原口地区地下トンネル開通 平成２５年４月２１日　京都第二外環状道路全線開通

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５５

要　望　内　容	回　　答
３５５　北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	①　都市計画道路北泉通の整備については，地域の防災機能の向上，道路ネットワークの形成による利便性の向上，歩道ネットワークの形成による安全性の向上など，事業効果の高い事業と考えており，地域住民からも早期完成を求める強い要望をいただいております。 ②　平成２８年度は，橋りょう下部工（橋脚及び右岸橋台）の工事に着手しており，平成２９年度は，引き続き，用地買収及び橋りょう下部工等の工事を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・北泉通（橋りょう下部工他）　５７３，１６０千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２０～２２年度　街路基本調査を実施 平成２３～２４年度　都市計画変更手続きを実施 平成２４年度　事業認可取得，用地測量 平成２５年度　物件調査，詳細設計 平成２６～２７年度　物件調査，用地買収，詳細設計 平成２８年度　用地買収，橋りょう工事着手

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５６

要　望　内　容	回　　答
３５６　通学路や生活道路について，警察や学校等の関係機関と連携し，自動車のスピード抑制，細街路への流入抑制など，歩行者優先で安全対策・整備をすすめること。	①　本市では，平成２７年７月に策定した，「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき，「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」の部会として，土木事務所，京都府警察署，教育委員会により構成された「通学路安全推進部会」を設置し，関係機関が連携し，通学路に係る交通安全確保の一層の取組を進めております。 ②　また，多くの人が出入りする都心部の細街路において，歩行空間の確保を目的とした「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備を京都府警察と連携しながら進めており，平成２７年１０月末には三条通の制限速度を変更したことにより，御池通，烏丸通，四条通，河原町通で囲まれたエリアが面的に２０ｋｍ／時の規制となりました。 ③　さらに，指定した区域で制限速度を３０キロに定める「ゾーン３０」について，平成２８年度は明徳小学校地区（左京区）など４学区において新たに実施しております。 ④　今後とも，通学路の安全対策の取組により得た知見をいかし，引き続き，区役所，教育委員会，京都府警察との緊密な連携の下，通学路を含む生活道路について安全対策に取り組むとともに，京都府警察が進めるゾーン対策の他の学区への拡大についても，連携して進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・道路維持補修費　　２，７５４，８７７千円 ・交通安全施設整備費　　９６３，７６６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５７

要　望　内　容	回　　答
３５７　土木事務所の予算を増額すること。	①　平成２９年度は，平成２８年度から予算額を増額し，これまで以上に市民から寄せられる道路の補修要望に応えるなど，より一層の舗装補修を進めてまいります。 ②　多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産，歴史的建造物等の周辺などにおいて，劣化や損傷のない安心・安全で快適な道路空間を創出するための道路整備についても，予算を増額し，引き続き実施してまいります。 ③　今後とも，土木事務所の予算については，必要な予算の確保に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・道路維持補修費　　２，７５４，８７７千円 ・交通安全施設整備費　　９６３，７６６千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５８

要　望　内　容	回　　答
３５８　横断歩道橋の撤去については，地元・学校関係者等の声をよく聞いてすすめること。	①　本市が管理している横断歩道橋の多くは，昭和４０年～昭和５０年代初頭にかけて，当時社会問題化していた交通事故対策等のために整備したものであり，これまで，部分的な補強などにより維持管理を行ってまいりました。 ②　しかしながら，経年による老朽化，バリアフリーや景観の観点から問題が生じているものが多くあり，また，少子化の進展により通学路の指定がなくなるなど利用者が少なく，既にその役割を終えているものもあることから，利用状況等により存続する必要があるものを除き，原則撤去を進めております。 ③　なお，撤去に当たっては地元や関係機関としっかりと協議を行ってまいります。 （平成２９年度予算額） ・横断歩道橋撤去　９４，５００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３５９

要　望　内　容	回　　答
３５９　里道については，住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	①　里道については，厳しい財政状況の中，現状のまま維持管理することを基本としており，道路改良を行うことは困難ですが，市民からの御要望や現地の状況等を踏まえ，適切な維持管理に努めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６０

要　望　内　容	回　　答
３６０　私道の舗装整備助成について，Ｌ型側溝単独でも使えるよう柔軟に対応すること。	①　私道については，一般交通の用に供されている場合には，公道と同様，重要な機能を有していることから，地元が実施される舗装工事を支援（補助）しており，平成２２年度から排水施設の改修を助成対象に拡大するとともに，助成率を５０％から７５％へと引上げを行い，さらに，平成２５年度からは袋路となっている私道についても助成対象に加えました。 　また，平成２７年度からは，これまで５月から８月までの３箇月間であった受付期間を通年に拡大するなど，助成制度の更なる利用促進を図っているところです。 　なお，本制度では，舗装とそれに付帯するＬ型街渠を一体的に整備することにより，私道の整備が促進されるものとしているため，助成対象をＬ型街渠等の単独工種に拡大することは考えておりません。 ②　今後も，多くの市民要望に応えられるよう，予算の確保に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・私道整備助成金　１５，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６１

要　望　内　容	回　　答
３６１　水路にかかる通路橋の「適正化」については，市民の合意と納得抜きには，負担を求めないこと。	①　市内には，本市が管理する水路等に許可なく設置された通路橋が多数あることから，許可を得て占用料を負担されている方との間で不公平が生じております。 　そのため，平成２７年度から，不公平な状態の解消と，財産の適正な管理及び有効活用の観点から通路橋の適正化事業を，一部の地区において着手し，平成２８年度からは，全市域を対象に本格的に着手しております。 ②　事業に当たっては，占用許可の制度について丁寧に説明し，御理解をいただけるよう努めています。 　なお，本事業については，平成１７年に施行された条例の遵守を求めるもので，対象はこれまで許可を取得せず，占用料を負担していない方であり，新たな負担を求めるものではありません。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６２

要　望　内　容	回　　答
３６２　自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。	①　本市では，積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに，「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」や道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により，民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。 ②　平成２８年度は，助成制度を活用し，バイク(原動機付自転車・自動二輪車)を含めた駐輪場を６箇所(バイク１５７台分，平成２８年１１月末現在)整備予定であり，引き続き民間事業者の力を活用して，バイク駐車スペースを確保してまいります。 　また，平成２７年３月には公募事業者により，桂川駅西口バイク駐車場の供用を開始したほか，平成２７年４月には，御池地下駐車場においてバイクの受け入れを開始し，平成２８年１０月には京都駅八条口バイク駐車場をリニューアルオープンしました。 ③　また，自動二輪車の駐車対策として，原動機付自転車を受け入れていた市営自転車等駐車場１８施設のうち，施設改修が不要な１１施設において，平成２６年４月から自動二輪（１２５ｃｃ以下）を原動機付自転車と同料金で受け入れております。 ④　さらに，平成２６年１０月からは，改正京都市駐車場条例を施行し，自動二輪車の駐車場を確保するため，一定規模以上かつ特定の建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けるとともに，必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じて自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度を新たに導入しました。 ⑤　今後も，各地域の放置自転車の状況，駐輪需要を踏まえ，必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度　３２，０００千円 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６２

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成２１年度　京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 平成２２年度　御池通まちかど駐輪場の整備 平成２３年度　二条駅まちかど駐輪場の整備 四条大宮まちかど駐輪場の整備 平成２４年度　烏丸今出川路上駐輪場の整備 平成２６年　３月　京都市駐車場条例の改正・一部施行 平成２６年度　市営自転車等駐車場（１１施設）において，自動二輪車（１２５ｃｃ以下）の受け入れ開始 出町柳まちかど駐輪場の整備 七之舟入自転車駐車場の整備 四条大宮まちかど駐輪場（増設）の整備 京都駅八条口自転車駐車場の整備 平成２６年　１０月　改正京都市駐車場条例の施行（自動二輪車の駐車場の設置の義務付け） 平成２７年　３月　桂川駅西口バイク駐車場の整備 ４月　御池駐車場へのバイク受入れ開始 京都市自転車等放置防止条例の改正 １１月　京都駅八条口まちかど駐輪場のリニューアルオープン １２月　市役所前広場自転車駐車場の整備 平成２８年　１０月　京都駅八条口バイク駐車場のリニューアルオープン ＜原動機付自転車等の受入れ台数等＞ 原動機付自転車（排気量５０ｃｃ以下）を受け入れている市営自転車等駐車場 １８箇所　２，２２０台 原動機付自転車・自動二輪車（排気量５０ｃｃ以上）を受け入れている市営駐車場 ８箇所　７５９台

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６３

要　望　内　容	回　　答
３６３　自転車走行レーンの拡充や，レーンへの自動車の違法駐車対策の強化，自動車運転者への一層の安全呼びかけ等，自転車走行環境の一層の改善をはかること。	①　平成２７年３月に策定した「京都・新自転車計画」において，自転車走行環境の「みえる化」を大きな柱の１つとしており，平成２８年１０月に策定した「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき，重点地区から，自転車走行環境の整備を順次行うことで，幹線道路と細街路を含めた面的なネットワーク化を図ってまいります。 ②　平成２９年度は，平成２８年度に引き続き，重点地区の一つである都心部地区において，実証実験を実施した河原町丸太町交差点を起点として，車道の左側に矢羽根と自転車マークを設置してまいります。 ③　荷捌き等の駐車対策については，京都市自転車走行環境整備ガイドラインに基づき，京都府警察と連携しながら，自転車の走行環境整備に併せて取り組んでまいります。 ④　違法駐車対策としては，「京都市違法駐車等防止条例」に基づき，都心部を中心に，違法駐車等防止指導員（サービス事業推進室職員）により違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を行うとともに，京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し，重点路線において，「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月１回程度実施するなど，より効果的な指導・啓発活動を展開してまいります。 ⑤　自動車の運転者のルール・マナー向上については，平成２５年度から，一般社団法人京都府指定自動車教習所協会の協力の下，京都市内の自動車教習所において，教習生向け及び一般市民向けに自転車講習を実施しております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６３

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・京都市自転車走行環境整備事業　１０８，６００千円【充実】 ・自転車安全利用教育の実施　１５，０００千円 ・自転車ルール・マナーの啓発　２７，４００千円【充実】 ・違法駐車等防止対策事業　１，５６１千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜自転車走行環境整備＞ 平成２１年度　自転車通行環境整備に係る現状調査 平成２２年度　自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通） 平成２３年度　自転車通行環境整備プログラム（整備方針）（案）取りまとめ 平成２４年度　自転車通行環境整備工事（烏丸通：丸太町通～御池通） 平成２５年度～　自動車教習所を活用した自転車安全利用講習の開催 平成２５年度～２６年度　自転車通行環境整備工事（御池通：御池大橋～堀川通） 平成２６年度　自転車通行環境整備工事（西洞院通：東寺道～九条通）（新町通：七条通～塩小路通） 平成２５年度～２７年度　自転車通行環境整備工事（七条通：大宮通～千本通） 平成２７年度～２８年度　自転車通行環境整備設計（七条通：千本通～西大路通） 平成２８年度　自転車走行環境整備工事（都心部地区） ＜違法駐車対策＞ 平成　７年　４月　「京都市違法駐車等防止条例」の施行 平成２３年１０月～　「中心市街地重点路線等クリア作戦」の実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６４

要　望　内　容	回　　答
３６４　歩行者への安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など，自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。	①　平成２７年３月に策定した「京都・新自転車計画」において，ルール・マナーの「みえる化」を大きな柱の１つとしており，現在，子育て世代に対するパパママ自転車教室や，中・高校生に対するスケアード・ストレイト方式（スタントマンによる事故再現等）による交通安全教室等を実施しております。 　平成２８年度は中・高校生向けに座学形式の教室を試行的に開催するなど，自転車安全教育や啓発を充実させているところです。 ②　自転車向け保険の加入義務化については，「京都市自転車安心安全条例」の改正案を平成２９年２月市会に提案します。義務化に当たっては，開始までの周知期間を十分に設けるとともに，市民しんぶんや本市ホームページ等を活用し，加入促進を図ってまいります。 ③　今後も，子どもからお年寄りまで，自転車の安全利用について知る・学ぶ機会を広く提供するとともに，地域住民や京都府警察をはじめとする関係機関との連携の下，自転車向け保険の加入義務化のお知らせと併せて，ルール・マナーの周知徹底を図ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・自転車安全利用教育の実施　　１５，０００千円 ・自転車ルール・マナーの啓発　２７，４００千円【充実】 ・自転車向け保険の加入義務化　　９，３００千円【新規】 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６４

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成２２年度　　「京都市自転車安心安全条例」の制定 平成２３年度～　スケアード・ストレイト方式による交通安全教室の開催 平成２５年度～　自動車教習所を活用した自転車安全利用講習の開催 平成２６年度～　「自転車マナーアップフェスタｉｎ京都」の開催 京都市自転車安全利用推進企業制度の創設 「京都・新自転車計画」の策定 平成２７年度～　パパママ自転車教室の開催 平成２８年　１月～　７月 「ルール・マナーのみえる化検討部会」で，自転車の安全教育及び自転車向け保険の加入義務化について議論 １０月～１１月 自転車向け保険の加入義務化について市民意見募集の実施 平成２８年度　　中・高校生向けの座学形式の自転車安全教室の開催（試行実施）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６５

要　望　内　容	回　　答
十一　公正・公開・市民参加の市政運営を ３６５　特別自治市の検討を中止すること。	①　個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自主的・総合的に推進していくためには，基礎自治体優先の原則のもと，市民に最も身近な基礎自治体に対して，国や都道府県から権限と財源を大幅に移譲し，地域のことは地域で決め，実行できる仕組みを構築していく必要があります。 ②　先駆的かつ先導的な役割を果たしている政令指定都市においては，将来の在るべき姿として，市域内の地方の事務全てを担う特別自治市がふさわしいと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６６

要　望　内　容	回　　答
３６６　関西広域連合から脱退すること。	①　関西広域連合において，引き続き，関係府県市と連携し，設立目的である国出先機関の移管や分権型社会の実現を目指すとともに，広域課題の解決に向けて，京都市がこれまで培ってきた経験や，特色・強みをいかし，関西全体，日本全体の発展に貢献してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６７

要　望　内　容	回　　答
３６７　岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し，ＭＩＣＥや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め，地域住民の生活と営業を守る計画とすること。	①　岡崎地域活性化ビジョンは，検討委員会でのオープンな議論と多くの市民意見・アイデアを盛り込み策定されたものであり，文化芸術，ＭＩＣＥ拠点としての機能強化や，多くの人々が訪れたくなる新たな賑わい創出など，世界に冠たる文化･交流ゾーンとして更なる発展を目指す夢のあるビジョンです。 　今後とも，地元の施設・団体などで構成する官民地域連携組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に，地域住民はもとより，多くの市民・関係者の理解と積極的な参加をいただきながら，世界の人々が集い，ほんものに出会う「京都岡崎」のまちづくりに取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・岡崎地域活性化ビジョンの推進　２９，４００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２３年　３月　岡崎地域活性化ビジョン策定 ７月　「京都岡崎魅力づくり推進協議会」設立 １０月　「岡崎ときあかり～あかりとアートのプロムナード～」開催 （以降毎年度実施，２３年度は「岡崎・あかりとアートのプロムナード」という名称で開催，２５年度は荒天のため中止） 平成２４年３～４月「岡崎桜回廊ライトアップ＆十石舟めぐり」開催（以降毎年度実施，２３年度は「岡崎疏水・桜ライトアップ＆十石舟夜桜運航」という名称で開催） ５月　「地図で読む 京都・岡崎年代史」の発行・販売開始 ９月　「京都岡崎レッドカーペット」開催（以降毎年度実施） 平成２５年　８月　岡崎秋の総合情報パンフレット「岡崎手帖」（秋号）の発行（以降毎年度発行） 岡崎の総合情報サイト「岡崎コンシェルジュ」やスマホ向けアプリの運用開始 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６７

要　望　内　容	回　　答
	平成２６年　８月　京都岡崎ガイドマップ「岡崎どこいこトコ♪トコ♪街図」の発行開始 ９月　「京都岡崎レッドカーペット」，「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を「京都岡崎ハレ舞台」と称して同日開催（２７年度も実施） 平成２７年　３月　岡崎春の総合情報パンフレット「岡崎手帖」（春号）の発行 京都岡崎ガイドマップ英語版「Ｋｙｏｔｏ　ＯＫＡＺＡＫＩＧｕｉｄｅ　ＭＡＰ」の発行開始 ８月　「岡崎手帖 別冊」岡崎グルメガイド２０１５秋冬号を発行 ９月　岡崎プロムナード供用開始 「京都岡崎ループ」（「京都岡崎・都心循環バス」）車内デジタルサイネージでの岡崎の見どころ配信開始 １０月　「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定 １１月　京都市動物園グランドオープン １２月　岡崎地域の情報発信・総合案内拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」の開設 平成２８年　１月　ロームシアター京都オープン ８月　「京の七夕　岡崎プロムナード　星の響宴」開催 ９月　「京都岡崎レッドカーペット２０１６×京都文化芸術祭」，「岡崎ときあかり」と「京都国際マンガ・アニメフェア」を京都岡崎ハレ舞台」と称して同日開催

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６８

要　望　内　容	回　　答
３６８　指定管理者制度の適用を行わないこと。現在，同制度によって運用している事業については，公共性・安全性の確保，労働法遵守，雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう，予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。	①　指定管理者制度の導入に当たっては，「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして，経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。 ②　同制度によって運用している施設については，「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により，公的責任を果たしているものと考えます。今後とも，制度の対象となる施設については，同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。 ③　利用料金制は，指定管理者による創意工夫を引き出すことのできる手法であり，施設の目的や特性に応じて，引き続き活用を進めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３６９

要　望　内　容	回　　答
３６９　技能労務職員の５０％削減及びごみ収集業務の７０％民間委託化方針を撤回し，直営を堅持すること。	① これまでから，「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」や「ごみ収集処理業務の更なる改革策」において，「技能労務職員の５０％削減の段階的実施」及び「ごみ収集業務の７０％民間委託化」を掲げ，取組を推進しているところです。 ② 今後も引き続き，徹底した行財政改革に取り組むとともに，平成２８年度から本格実施した「燃やすごみの完全午前収集」といった市民サービスの向上と併せて，一層のごみ減量，リサイクルの推進にも取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７０

要　望　内　容	回　　答
３７０　債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。	①　本市では，「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）に基づき，債権回収ノウハウの向上に向けた研修の拡充，弁護士等による債権回収に係る相談業務の実施，債権回収業務の弁護士委託，専門部署による高額困難案件の集中処理，副市長を本部長とする京都市債権管理対策本部の設置などにより，適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進に取り組んでいるところです。 　債権管理条例については，この債権管理の適正化の取組を本市全体としてより一層推進していくために制定する必要があると考えており，平成２９年２月市会への提案を行ってまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年　７月　「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」策定 平成２７年　６月　京都市債権管理対策本部を設置

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７１

要　望　内　容	回　　答
３７１　外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	①　本市は，多文化共生社会の実現を目指しており，外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが，永住外国人への地方参政権付与については，国において判断されるべきものと考えております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７２

要　望　内　容	回　　答
３７２　運用を定める基準や法律がないもとで，全ての「防犯カメラ」について，厳密な運用・設置基準を設け，データの流出，プライバシーの侵害がおきないようにすること。 ・管理者に対して，プライバシー権，肖像権などの，知識・認識を正しく得られるよう，周知徹底の機会を充分に設けること。 ・設置場所において，録画の有無，録画の目的，設置者，連絡先を明示させること。	①　本市では，平成２４年度から自治連合会，町内会などの地域団体に対し，街頭防犯カメラの導入費用の一部を補助する「街頭防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しており，平成２７年度からは事業者等にも対象を拡大しております。 ②　補助に当たっては，各団体及び事業者等に対し，防犯カメラの適正管理，画像の利用，提供の制限，管理・運用規定の策定，設置場所における名称・連絡先の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど，丁寧な指導に努めております ③　引き続き，防犯カメラの設置者や管理者に対し，ガイドラインに沿った適正な管理・運用を実施するよう周知徹底を図り，「世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動」の取組の中で，防犯カメラ設置促進補助事業を継続させてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動 １２０，８２３千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年２月　街頭防犯カメラ設置促進モデル事業補助実施 ７月　街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設 平成２６年７月　「世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民ぐるみ推進運動」協定締結 平成２７年４月　補助対象を事業者等に拡大

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７３

要　望　内　容	回　　答
３７３　同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめ，一般行政に徹すること。	①　同和行政については，総点検委員会の報告を踏まえ，自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など，あらゆる特別扱いを排して，改革を推し進めてきました。 ②　今後についても，市民の理解と共感を得て，全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け，取組を推進してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７４

要　望　内　容	回　　答
３７４　「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。	①　「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は，「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ，局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２２年３月　「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 ５月　「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７５

要　望　内　容	回　　答
３７５　行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。	①　市民一人一人が，自己及び他者の人権の大切さを認識し，日々の暮らしの中に人権を大切にし，尊重し合う習慣が根付いた人権文化を構築するためには，人権啓発の取組を市民，企業，関係機関・団体等との連携の下，対象に応じて，きめ細かく効果的に推進することが必要です。 ②　平成２７年２月に策定した新たな「京都市人権文化推進計画」に基づき，行政が市民に働き掛ける「広報」，市民への「学習機会の提供」，さらには市民の「自主的な取組の支援」に取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業）３５，９９７千円 ・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業）　３，７３１千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７６

要　望　内　容	回　　答
３７６　消費者行政の推進にあたっては，以下の点に取り組むこと。 ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては，関係者や市民の意見を反映させること。 ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。 ・多様化する消費者被害を防止するため，市民啓発を強めるなど対策を強化すること。 ・高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。	①　本市では，平成２７年３月に「ともに考え・学び・行動する　消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」（以下「消費者教育推進計画」という。）を策定し，消費者団体等との連携による講座やイベントの開催，消費者教育冊子等の作成などの消費者教育を推進しております。 　消費者団体等からは，共催イベントでの連携や定期的な懇談会等を通して，また，市民からは，啓発イベント等の参加者や冊子の利用者を対象に実施するアンケートを通して様々な御意見をいただいております。 　今後も，関係者や市民からいただいた貴重な御意見を踏まえながら，消費者教育の取組の充実を図ってまいります。 ②　消費生活総合センターにおける相談体制については，平成２７年度に相談員を１名増員し，更なる体制の強化を図りました。 　相談員の処遇については，複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう，研修への参加を積極的に行い，資質向上を図るなど，引き続き，相談員への支援強化に努めてまいります。 　また，消費生活総合センターでは，消費生活相談のほか，法律相談，交通事故相談等，様々な相談事業を実施しております。今後も，それぞれの相談事業で連携を図りながら，より多くの相談にワンストップで対応できるよう努めてまいります。 ③　近年の消費者被害の多様化を踏まえ，消費生活情報誌，京都市情報館，インターネットの活用等，様々な媒体により，迅速な注意喚起を行うよう努めております。また，消費者教育推進計画に基づき，啓発イベント，講座，年齢階層に応じた消費者教育冊子の作成・配布等，被害に遭わないための知識を身に付けていただくための様々な取組を進めております。 　今後も，消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため，更なる消費者教育・啓発の充実を図ってまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７６

要　望　内　容	回　　答
	④　高齢者からの相談を受けるに当たっては，判断能力の低下等により，自主交渉が困難な場合が多いことから，事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど，特にきめ細やかに対応して問題解決を図っております。 　一方，高齢者の消費者被害を未然に防ぐため，広報物を活用した啓発や講座・教室等を開催するなど，高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより，消費者被害の未然防止に努めております。 　引き続き，新たな手口にも十分注意しながら，高齢者への啓発を強化していくとともに，市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し，消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう，努めてまいります。 （平成２９年度予算額） ・消費者相談　　５，６４１千円 ・多重債務相談　　６６０千円 ・相談事業　　２６，８２９千円 ・消費者啓発　　５，１６７千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７７

要　望　内　容	回　　答
３７７　多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。	①　本市においては，これまでから，多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに，弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより，相談機会の拡充を図ってまいりました。 ②　近年，多重債務相談については，貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより，状況に一定の改善が見られ，平成２７年度の本市における相談件数は，平成２６年度から１割以上減少するなど，年々減少しております。 ③　しかしながら，依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから，このような方々への対処は重要です。 　今後も，相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに，庁内関係部署とも連携し，相談窓口の周知をはじめ，契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・多重債務相談　　６６０千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１９年１０月　庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画 １２月　多重債務相談専用ダイヤル（２５６－３１６０）を開設 平成２０年　４月　京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設 平成２２年　６月　改正貸金業法の完全施行日に合わせ，府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施 ９月　多重債務特別相談とこころの健康相談を同一会場で実施（第２・第４水曜日） 平成２３年　５月　多重債務相談専用ダイヤル（２５６－３１６０）の相談受付時間を延長

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７８

要　望　内　容	回　　答
３７８　「きょうと男女共同参画推進プラン」については，以下の取り組みを強化すること。 ・ マタニティハラスメント，セクシャルハラスメントなど，女性を苦しめる差別をなくし，女性の働く権利を守り，公的保育施設の増設など働きやすい環境を抜本的に整備すること。京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など，罰則規定を条例に追加し，実効性あるとりくみを行うこと。男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。 ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。 ・市職員の管理職，審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。	①　平成２３年３月に策定した第４次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき，働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく，共に能力を発揮して，安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいりました。 ②　平成２７年度で現計画の前半期が終了したことから，「男女共同参画に関するアンケート」及び「配偶者等からの暴力に関する市民意識調査」を踏まえ，男女共同参画審議会においての議論及びパブリックコメントにより得られた幅広い意見を基に，平成２８年３月に第４次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」の改定版を策定しました。 ③　改定後の「きょうと男女共同参画推進プラン」においては，男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントに加え，新たにマタニティ・ハラスメントの防止対策に取り組むことを盛り込んでおります。また，引き続き，「真のワーク･ライフ･バランスの推進」を計画の重点分野に掲げ，子育てしながら働き続けられる条件整備を進めるなど，男女が共に安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。 ④　京都市男女共同参画推進条例は，男女共同参画の推進に関する基本理念や男女共同参画推進施策の基本となる事項を定め，本市，市民及び事業者の責務を明らかにし，本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定しており，罰則を定めるべき条例とは認識しておりません。引き続き，本市の男女共同参画社会の実現に向けて，市民や事業者をはじめ，各種関係機関と連携し取組を進めてまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７８

要　望　内　容	回　　答
	⑤　働く環境整備や男性の育児休業取得の促進の取組として，育児・介護休業法等の法定を超える休暇・休業制度の導入や休暇取得者の代替員の給与等の費用助成を行う「京都市『真のワーク・ライフ・バランス』推進企業支援補助金」，職場における男女共同参画の取組を促進するため，キャリアカウンセラーや中小企業診断士の資格を持つ専門家を派遣する「きょうと男女共同参画推進アドバイザー派遣」などの制度を充実するとともに，企業が社会的責任（ＣＳＲ）の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に積極的に取り組むきっかけとするための研修を実施するなど，男女が共にいきいきと働くことができる職場づくりのための支援を行っております。 　さらに，「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に意欲的に取り組む企業を表彰する「京都市『真のワーク・ライフ・バランス』推進企業表彰」においては，育児休暇及び介護休暇の取得実績等を評価項目の一つとするなど，従業員の育児や介護，地域活動に取り組む機会の提供を行う企業を表彰するとともに，ホームページ等により，表彰企業の育児や介護に携わる従業員を支援する先進的な取組を周知しております。 ⑥　本市における女性職員の登用については，平成２８年４月１日時点の管理職（課長級以上）に占める女性の比率が１７．９％（平成２７年度：１６．５％），役付職員（係長級以上）全体では２２．３％（同：２１．４％）となり，３年続けて過去最高を更新しております。 　また，平成２８年４月の定期異動では，要職である産業戦略監（局長級），子育て支援政策監（局長級），北区長（局長級）等に女性職員を抜擢するとともに，課長級昇任者の約３人に１人が女性となっております。 　引き続き，女性の持てる能力をより一層引き出し，市政の隅々にまで女性の視点が行きわたるよう，積極的に取組を進めてまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７８

要　望　内　容	回　　答
	⑦　審議会委員への女性の登用については，改定前の「女性委員の登用率が３５％を超える審議会等の割合を５０％以上にする」という目標を，改定後の「きょうと男女共同参画推進プラン」においては，「男女いずれの委員の登用率も３５％を超える附属機関等の割合を６５％以上にする」に変更し，引き続き，本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう，女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年３月３１日現在　女性委員の登用率が３５％を超える審議会等の割合　５９．２％ ４月　１日現在　女性役付職員の比率　２２．３％

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３７９

要　望　内　容	回　　答
３７９　個人の尊重と生命，自由及び幸福追求権を規定した憲法１３条の立場から，ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）の配慮に取り組むこと。「パートナーシップ条例（仮称）」を制定し，パートナーシップ証明書等の発行，ＬＧＢＴの専門相談窓口の設置，コミュニティースペースの確保，市民への啓発活動等を進めること。	①　本市では，人権施策を推進するための今後１０年間の羅針盤として，平成２７年２月に策定した「京都市人権文化推進計画」の中で，「ＬＧＢＴ等の性的少数者」を様々な課題の１つとして掲げ，市民に正しく理解され，課題の速やかな解決が図られるよう，あらゆる機会を通じて更なる教育・啓発活動に取り組むこととしています。 ②　ＬＧＢＴ等の性的少数者については，少しずつ認知されつつあるものの，まだまだ社会の理解が低い状況にあると認識しており，まずは，市民に正しく理解していただき，差別や偏見をなくしていくために，教育・啓発活動に優先して取り組んでまいりたいと考えております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年１０月　「性同一性障害」に関する企画展，シンポジウムの開催（ツラッティ千本） 平成２６年　２月　企業向け人権啓発講座の開催 １２月　啓発パネルの展示（ゼスト御池） 平成２７年　１月　人権大学講座「同性愛者の人権」の開催（（公財）世界人権問題研究センター） １２月　人権総合情報誌「きょう☆ＣＯＬＯＲ」への関連記事の掲載 平成２８年　５月　人権総合情報誌「きょう☆ＣＯＬＯＲ」への関連記事の掲載 １１月　人権総合情報誌「きょう☆ＣＯＬＯＲ」への関連記事の掲載

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８０

要　望　内　容	回　　答
３８０　自営業者の生計を一にする同居家族の人権を侵害する所得税法５６条の廃止を国に求めること。	①　所得税法第５６条において，家族従事者の給料収入は必要経費として認められていませんが，例外として，同法第５７条において，青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められています。青色申告を行うことにより，正確な記帳，記録に基づく家計と事業の分離が確保され，事業経営に資するものと考えています。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８１

要　望　内　容	回　　答
３８１　ＤＶ相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行うこと。民間シェルターへの補助の拡充，公的シェルターの設置などを行うこと。被害者の自立へ継続的支援を行うこと。	①　京都市ＤＶ相談支援センターにおいては，相談の利用状況を鑑み，平成２７年度に相談員を１名増員し，相談体制の充実を図りました。今後も相談件数の推移を踏まえ，必要に応じて体制や支援の拡充に適切に対応してまいります。 ②　京都市内におけるＤＶ被害者が利用できる公的シェルターは，京都府家庭支援総合センターが設置しております。 　京都府家庭支援総合センターとは定期的な会議の中で情報共有を行うなど，緊密な連携を図っております。 ③　民間シェルターへの補助の拡充については，本市では，緊急時の一時保護を行うため，シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用の助成と生活諸費相当額の助成を実施しているところであり，引き続き，シェルターの稼働状況に応じて，補助の拡充等，適切に対応してまいります。 ④　また，被害者の自立に向けた継続的支援については，京都市ＤＶ相談支援センターにおいて，初期の相談から長期にわたる自立に向けた継続的な支援に重点的に取り組んでおり，今後とも被害者の状況に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。 （平成２９年度予算額） ・ＤＶ相談支援センターの運営及びＤＶ被害者支援事業　５１，５３０千円 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８１

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成１７年　４月　京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金制度※の創設 ※シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用を助成 平成２３年１０月　京都市ＤＶ相談支援センター開所 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金制度※の創設 ※ＤＶ被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に，シェルター等を運営する民間団体に対し，生活諸費相当額を助成 平成２４年　４月　京都市ＤＶ相談支援センターの非常勤嘱託職員を１名増員 平成２５年　４月　男性のためのＤＶ電話相談窓口を開設 平成２７年　４月　京都市ＤＶ相談支援センターの非常勤嘱託員を１名減員 京都市ＤＶ相談支援センターの相談員の体制強化

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８２

要　望　内　容	回　　答
３８２　京都市過疎地域自立促進計画は，住民本位に産業，医療，保育，教育，交通などの支援を強化すること。定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に反対意見が多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。	①　北部山間地域の人口減少に歯止めをかけ，将来にわたって住み続けることができるよう，これまでから，農林業の振興や農家民宿の開設支援等のほか，京北トンネルや二ノ瀬バイパス，地域水道等のインフラ整備を進めてきたところです。 ②　平成２８年度は，「北部山間移住促進元年」と位置付け，地域や事業者との連携の下，超高速インターネット環境の整備促進をはじめ，北部山間かがやき隊員３名の配置や地域助成制度の創設，移住相談コーナーの開設など，様々な取組をスタートさせております。 ③　平成２９年度は，これまでの取組に加え，北部山間かがやき隊員を増員し，配置地域を拡大するなど，地域力を最大限に活かした山間地域の振興策を実施してまいります。 ④　なお，本市の学校統合については，小規模校の教育環境の課題解決を目的として，地域住民・保護者の方々の意向を最大限に尊重しながら，各校・各地域の状況に応じて取組を進めております。 　京北地域においては，平成２８年６月に「京北地域小中一貫教育校検討協議会」が設置され，統合の進め方や小中一貫教育校の創設に向けた課題について検討・協議を行っているところであり，京北地域全体の活性化にもつながる小中一貫教育校の創設に向けて取組を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・北部山間地域への移住促進事業　２７，３００千円【充実】 ・北部山間かがやき隊員との協働による地域活性化の推進 ３２，１００千円【充実】 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８２

要　望　内　容	回　　答
	（経過・これまでの取組等） 平成１７年度　京都市・京北町合併建設計画策定（平成１７年度～３１年度） 平成２１年度　「水尾の元気策～地域活性化アクションプラン～」策定【右京区】 平成２２年度　「京都市過疎地域自立促進計画（平成２２年度～２７年度）」策定 平成２３年度　「宕陰地域活性化アクションプラン」策定【右京区】 平成２５年度　「北山三学区まちづくりビジョン」策定【北区】 「古民家活用ネットワーク事業」【左京区】 平成２６年９月　京北地域活性化企画本部の立ち上げ 平成２７年８月　「京都　京北未来かがやきビジョン」策定 ９月　北部山間振興本部会議の立ち上げ （第１回：９月，第２回：１０月，第３回：平成２８年２月） 平成２８年３月　「京都市過疎地域自立促進計画（平成２８年度～３２年度）」策定 ７月　「京都市北部山間かがやき隊員」３名導入 「京都市北部山間移住相談コーナー」開設 「京都市北部山間移住促進地域助成制度」創設 １０月　ホームページ「住むなら京都（みやこ）」に「京の田舎暮らし」のページを開設

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８３

要　望　内　容	回　　答
３８３　被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。 ・広島，長崎，沖縄への修学旅行の実施や，被爆・戦争体験を聞くことなど，平和の学習を強めること。 ・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い，被爆者援護施策を強化すること。 ・被爆２世，３世の医療費補助を創設すること。 ・国に対して，原爆症認定訴訟判決をふまえて，原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。 ・平和首長会議がすすめる「２０２０ビジョン」の早期達成を，他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し，公共施設を使えるようにすること。 ・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。	①　本市立学校においては，学習指導要領を踏まえ，社会科，道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ，広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や，京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など，これまでから平和の大切さを学ぶ取組を進めており，今後も同様の取組の充実に努めてまいります。 ②　被爆者の方々の健康実態については，各保健センターで実施している健康診断等により，今後とも把握に努めてまいります。 ③　被爆者の援護施策については，国の責務の下，都道府県が行うべき業務となっており，被爆者の子や孫である被爆２世，３世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。 ④　原爆症認定基準の見直しについては，被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により，一定議論が行われてきました。今後も，社会状況等の変化により，国が検討するものであるため，本市としては，引き続き，国の動きを注視してまいります。 ⑤　本市においては，２０２０年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や，「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど，平和首長会議と共に，核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。 　また，本市独自に，市民に平和の尊さを見つめ直す機会としていただくための「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など，平和に関する様々な取組を実施してきたところであり，今後とも取組を進めてまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３８３

要　望　内　容	回　　答
	⑥　被爆者団体への被爆者援護事業補助金については，語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが，この補助金の削減については，平成１０年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり，本市の厳しい財政状況から，回復又は拡充することは極めて困難です。 （平成２９年度予算額） ・被爆者援護事業補助金　　４００千円